

枚方市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 2 年（2020 年）7 月 1 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	漆	原	周	義
同	藤	田	幸	久

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

都市整備部      都市計画課  
                         住宅まちづくり課  
                         連続立体交差推進室  
                         施設整備室  
                         開発指導室開発調整課  
                         開発指導室開発審査課  
                         開発指導室建築安全課

### (2) 対象事務

令和元年度（2019年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

令和2年（2020年）4月1日（水）から令和2年（2020年）6月30日（火）まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

[都市計画課]

○緩和制度を活用した都市拠点形成誘導ガイドラインに関する事務及び都市計画課における物品等の管理について

都市計画課では、コンパクトシティ化に向けた具体的な取組を進めるため、「枚方市立地適正化計画」に即して、「緩和制度を活用した都市拠点形成誘導ガイドライン」を令和2年1月に策定し、容積率緩和制度に対する枚方市の考え方をあらかじめ示すことにより、都市拠点形成に寄与する民間主導の取組の誘導を図っている。

今後は、人口減少と少子高齢化の進展などの中で、持続可能なまちづくりを進めていくに当たり、本ガイドラインの十分な活用が図られるよう一層の制度周知に努めるよう要望する。

また、都市計画課では、用途地域図や都市計画図等の図面の管理・販売を行っているが、実際の数量と物品出納簿の数量に不一致があり、金庫内には発生時期が不明な現金もあった。

今後は、物品の在庫管理を適正に行うとともに、売上額と入金額に差が生じた際には

速やかに適切な処理を行うよう要望する。

#### [住宅まちづくり課]

##### ○空き家対策における補助制度等の事務について

住宅まちづくり課では、空き家対策等に関する事務に使用するために切手を購入し、管理している。

事務を進める上で、急ぎ返信用切手が必要となったが、郵便料金の改定により、保有している 82 円切手では料金が 2 円不足することから、使用頻度の少ない 10 円切手を 2 円切手に交換する手法で切手を入手していた。その際、交換手数料を交換後の切手で支払ったことや、当面使用予定のない枚数の交換を行ったことなどにより、不必要な手数料を支払っていた。

今後は、切手の購入は必要最小限とし、公金と同様に、定められた手続きに基づき、適正に管理・使用するよう要望する。

#### [連続立体交差推進室]

##### ○連続立体交差事業に係る業務の委託について

連続立体交差推進室では、事業の実施に当たり、用地取得業務、補償業務、登記関係業務など、様々な業務を委託により行っている。

個人情報の取扱いを伴う業務委託については、平成 30 年 4 月の枚方市個人情報保護条例改正により、個人情報保護に関する事項は特記仕様書として、契約手続の当初から相手方に示すよう変更されているが、連続立体交差推進室では、従来どおり、契約締結後に個人情報の保護に関する覚書を交換していた。

また、令和元年度の用地取得等の契約においては、契約締結日や変更後の移転期日等が空欄のまま、記名押印された双方の契約書を保管している事例が見受けられた。

今後は、条例等に基づき個人情報を伴う委託の適正管理を行うとともに、用地取得等の契約についても、適正な事務執行に努めるよう要望する。

#### [施設整備室]

##### ○施設整備室における事務処理について

委託業務においては、受注者が第三者に業務を請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならないとされている。この承諾は、書面により行わなければならないと定められているものの、施設整備室では書面による承諾はなされていなかった。

今後は、適正な事務処理を行うよう要望する。

#### [開発調整課]

##### ○開発調整課における物品等の管理について

開発調整課では、建築計画概要書等の販売、在庫の管理を行っている。物品管理規則

に基づき、毎月会計課へ売払いの状況を報告しているが、実際の在庫数と物品出納簿の数量に不一致があった。

今後、物品の管理については、定期的な在庫確認を徹底するなど、適正な管理に努めるよう要望する。

[開発審査課]

[建築安全課]

特に指摘すべき事項はなかった。